
 オピニオン

色覚『異常者』の社会参加と医師の役割

高柳 泰世*

1. はじめに

労働安全衛生法の雇い入れ時の色覚検査が廃止され、学校保健法から色覚検査がなくなりましたが、唐突になくなったのではなく、長い歴史の末のことです。医師によって無意味な検査で「異常」の烙印を捺され、悲しんできた若い母親達の声が聞けるようになったからです。当事者の声も漸く聞けるようになりました。その改善の歴史と、医師の役割について述べたいと思います。

2. 障害者のノーマライゼーションに必要なもの

- 1) 医師の役割は人が作った基準により切るのではなく、何が出来るかを見つけて個人の能力評価をして、プラス思考の生活設計を援助することだと思います。
- 2) 障害者自身も障害の認識をする必要があります。自身で出来ること、出来ないことを実際の場面で試さないと、自分自身でも判らないことがあります。
- 3) 憶測ではなく正しく知る。人間は多元性で又、代償機能が働きます。多くの個性の中の一つである色覚の検査をしても、その結果からだけで、全人的能力評価は出来ません。
- 4) 知識の啓発。身体検査による減点法ではなく、より幅の広い評価法を個々に考えなければなりません。色覚に関する正しい知識の啓発が必要です。

3. 色覚検査結果を知らされたときの母親の声

色覚検査の結果が知らされるたびに、一生治ることのない色覚異常というレッテルを貼られたときの母親達は、「色覚異常を子どもに伝えたのは、母親の私だと知ったときは、目の前が真っ暗になりました。」「十歳になったばかりの息子に、これをどのように説明すればいいのか本当に困りました。」「私の父親が色覚異常であることは知っていましたが、検査表が読めないだけで、生活には何の支障もありませんでした」などと私の診察室の、色覚のカウンセリングルームで、母親達は涙ぐみながら話してくれました。

検者である医師は当然説明すべきものを、何もせずに、ただ診断のみで事たれりとしてきたことは大きな誤りです。正しい認識の啓発が必要です。

4. 日本に於ける色覚異常者の現状

筑波大学名誉教授で、ご自身色覚特性をお持ちの色彩心理学者金子隆芳教授は「日本に於ける色覚問題は、色覚に支障があるといっても日常は特に問題はなく、本人も家族も教師も共に気づかれないまま経過することが多い。それが突然のように検査によって「異常」が明らかにされ、やがて進学・就職などの進路を阻まれ、しかもそれが遺伝的宿命であることを知るに至って、家族ぐるみの深刻な心理的コンプレックスとなるのである。これが色覚検査の現実であり本質である。したがって、当該児童生徒にとって、当面配慮すべき学校生活上のトラブルがなくはないにしても、それは皮相的問題に過ぎず、真の問題は当該児童生徒の“ならばその人生を如何に生きるか”にある。こ

*名古屋大学 愛知医科大学 愛知県立芸術大学 非常勤講師
本郷眼科 (たかやなぎ やすよ)

れは学校保健法の主旨に記載されてはいないが、教育上重要な問題であり、色覚問題をめぐって当該児童生徒に接するに当たっては、他の身体測定とは異なり、万事、このような特異性を念頭に置く必要がある。」と述べておられます。

5. 色覚に関する沿革と名古屋市の取り組み

名古屋市教育委員会は私どもの仕事を理解し、色覚「異常」者と判定される人たちの実社会に於ける色識別能に関する調査研究に全面的に協力してきました。1958年に学校保健法が公布され、小学校1年生から全員に色覚検査が義務づけられてきましたが、色覚検査結果の信頼性が乏しいと考え、私は名古屋市から助成を受けて色覚特別検診事業を1970年から名古屋市に於ける色覚中央検診システムをスタートさせました。私は1989年に文部省が発行した「色覚問題に関する指導の手引き」編集の委員として参加しました。その後毎年施行した調査研究の結果、眼科の色覚検査では修学適正・就業適正は判定できないことが判明し、各方面で改善を提言してきました。

その結果、2001年労働安全衛生法雇入時健康診断項目の改正により、色覚検査は廃止となり、2003年学校保健法の一部改正により定期健康診断項目から色覚検査は削除されました。名古屋市教育委員会は2002年から削除しております。

6. 健康診断書の中の色覚欄

受験生が持参する健康診断書の中に必ず「色覚」欄があります。多くの医師は何気なく石原式色覚異常検査表で検査を行い、瞬時の判断で誤読するものに「赤緑色弱」或いは「赤緑色盲」と記載します。石原表（仮性同色表）だけでこのような判定は出来ないのです。診断書を書くときは、その効力を十分理解する必要があります。その若者の将来の目を潰すこともあります。将来それを書いた医師の責任を求められることになるでしょう。診断書が求めているものは何か、診断書で評価されることは何か、自信を持って記載しているかと一寸考えて下さい。

最近経験したことですが、ある製薬会社の従業員が配置転換になり、営業に廻され、色覚検査を命じられ、大きな病院を受診し、若い眼科医により「色覚異常のため営業不可」の診断書を書かれました。その上司は彼を解雇しなければならなくなるとその病院の眼科部長に尋ね、そこから私の所に廻されてきました。私の所では色覚検査結果を記した上で、「配置された職場が不相当とは思われないので現場で試して下さい。」と記しました。彼は今立派に働いております。労働安全衛生法で雇入時の色覚検査が廃止されたのですから、色覚検査に廻されたことが第一間違っていましたし、眼科医により営業不可と記載されたことも間違いでした。

7. 厚生労働省2001年10月1日より、雇入時健康診断の色覚検査廃止

「職場に於ける色覚異常についての正しい認識の促進について：改正の主旨は知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される方であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきています。労働安全衛生法令上の措置として雇入時健康診断に於ける色覚検査を廃止する。色を活用した安全確保のための識別措置について容易に識別できるように所要の改正を行う」というものです。そして、「色覚検査は現場に於ける職務遂行能力を反映するものではないことに十分な注意が必要です。検査を行う場合でも各事業場で用いられている色の判別が可能か否かを確認することで十分です。

労働者を雇い入れる際には『色覚異常は不可』などの求人条件を付けるのではなく、色を使う仕事の内容を詳細に記述するようにしましょう。お問い合わせは厚生労働省まで」と記されています。

これは私どもがずっと提言し続けてきたことで、30年前に気づいたことが漸く政府から提唱されたものです。大変大きな第一歩でした。

8. 文部科学省2003年4月1日より学校保健法定期健康診断項目から色覚検査削除

2002年3月末に文部科学省は厚生労働省と同様の理由すなわち「色覚検査で異常と判別される児童生徒でも、大半は学校生活に支障はないという認識のもとに、2003年4月から学校に於ける児童生徒などの定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除されることになりました。」

9. 色覚に関する啓発

色覚検査がなくなったからといって、色覚異常者がなくなるわけではありません。従来の色覚検査を能力評価の基準にはしないことになったということです。

今後は色覚に関する啓発が必要になってきます。文部科学省は色覚検査削除に際し「色覚に関する指導の資料」を百万部余り作成し、全国の教職員一人一人に配布しました。その中には職業選択についての相談として「いたずらに職業の選択を狭めることがないように指導します。色覚異常がハンディになりうる職種も、人間の感覚に頼っていたものが、器械による測定も可能となったものもあるので、正確な資料に基づいた情報を提供し、職業選択に役立てるようにすることが大切です。」と記しています。また、「誰にもみやすい掲示物・スライド・OHP・コンピュータには文字、記号などを併記し、モノクロコピーしてみても見やすければ、すなわちコントラストがはっきり判るようにすればどのような色の組み合わせでもみやすいものが出来る。」と説明しています。

アメリカの学会で、手を挙げて「私はカラードラインドだからそのスライドは見にくい。もっと見やすいスライドにしてほしい。」と発言された方がありました。このような発言が躊躇せずできる国は素晴らしいと思います。日本のいろいろな学会でも見にくいスライドを散見しますが、日本眼科学会の抄録集にはスライドは見やすいものにと注意書きがしてあります。ユニバーサルデザインとして重視すべきものと思います。

10. ボート免許でも色覚検査はなくなります

当時は運輸省で1933年に公布された船舶職員法によって石原表誤読者はエンジン付の船を操縦することが出来ないとして70年もの間、色覚異常者は危険視されてきました。私は運輸省に運輸省のお役人自身が考えているボート免許に必要な色彩識別はどのようなものか名古屋港で示してほしいと要望し、1994年12月11日に金城埠頭（名古屋港北航路周辺）で実態調査をしていただきました。天候は曇り時々小雨、海面状態平穏、視界まずまず良好、参加者は小型船舶操縦士の弁色力に関する調査検討委員会委員7名、被験者は私が担当している中学校4校の色覚正常及び色覚異常生徒19名、引率者本郷眼科職員9名、被験者の保護者4名、名古屋市学校医関係者4名、検者は日本海洋レジャー安全・振興協会会議試験部長、ビデオ撮影は東京理科大学、運輸省海上技術安全局船舶部船舶職員課3名、事務局2名合計50名でした。

運輸省が用意した指標は赤・黄・緑の大きなブイでした。当時の結果報告にはどのような解釈の仕方をしたのか判りませんが、「結果にはばらつきがあり特定の傾向を把握することは困難であった。」と記されていますが、これは研究者が意図した「色覚異常者は危険」というマイナスの結果が得られなかった報告と思います。少なくとも私が提供した、強度色覚異常でもブイを正確に認識できた子がおります。眼科の色覚検査では必ず切られますが、実際の検査をしていただければ、免許試験が受けられる子達です。この子達の人権はどうなるのですかと尋ね続けました。

私はこの時点で委員から外されましたが、人権問題は主張し続けました。そして5年後の1999年5月に船舶職員法の改正により5級小型船舶操縦免許が新設され、眼科の色覚検査で強度異常でも、赤・黄・緑のペンキの色で作られた「塗色板テスト」にパスすれば良いことになりました。実はこの塗色板テストもナンセンスと思っておりまして、何故実際の識別テストをしないのか尋ねておりましたところ、国土交通省海事局海技技術課関連となり、2003年4月に新たに小型船舶操縦士の

弁色力に関する検討会が発足し、その委員に入れていただき、今度の委員は殆どが現場の方で、この6月からジェットスキーに関しては三角形の赤・黄・緑のボードテストで、より実際に近くなりました。

近い将来船舶の基準からも眼科的色覚検査でなく、実際の識別検査に変わるものと期待しております。

11. 色覚に関する医師および現職教諭へのお願い

- 1) 違う色使いをする人もいることを知り、小学生ならば、色間違いを指摘しない。図工なら構図を褒める。自我が確立した15才くらいになり、自分から検査を求めてきたら検査をする。その折もインフォームドコンセントを確実にして下さい。

- 2) 社会科などの教科書は色以外の手がかりをつけて理解させる
- 3) 掲示物はモノクロコピーで見やすければ誰にでも見分けられる

12. おわりに

みんな一緒ではなく、それぞれの違いを認める事が大切だと思います。日本人はともすると、違うことを好まず、減点主義でとらえるところがありますが、様々な個性を認め合う事で、より豊かな人生になると思います。例えば、石原表で普通の人を読めない表を読めると云うことは、一方から見れば、明度差で見分ける素晴らしい能力を持っているのです。

医師の役割は切ることではなく隠れた能力を見つけてだし、援護することだと思います。